

第75回

旅行業約款は定型約款です

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

来年4月に施行される改正民法では、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められ、「定型約款」という概念が生まれました(改正民法第548条の2)。約款と聞いて私たちがまず思い浮かべるのは旅行業約款ですが、今回は旅行業約款に照らしながらこの定型約款に関するルールについて解説したいと思います。

約款の法的拘束力について

一般に約款とは、反復又は継続的に行われる定型的な取引について事業者があらかじめ定めておく取引条項をいいます。約款を利用することによって同じ内容の大量の契約を円滑且つ迅速に処理することが出来るので、旅行契約の他にも、保険契約や水道・電気などの供給契約、電車・バスなどの運送契約などに広く利用されています。インターネットの普及等により不特定多数の当事者との取引が拡大している現代社会にあつては必要不可欠な仕組みであると言えるでしょう。

ところがこんなに便利な約款ですが、その法的根拠は民法に規定がないため不明確であると言われてきました。民法の原則によれば、契約の当事者はその内容を認識・承諾しなければ当該契約に拘束されません。しかしながら、一般消費者で約款を隅から隅

まで全部読むという人は稀でしょう。このような場合「事前にお読みください」と案内していたとしても、「普通に考えればそんな細かいところまで読んで認識している訳ないだろう」と主張された際に、直ちに約款の法的拘束力を正当化するのが難しいケースもあつたのです。

定型約款とは

今回の改正によって約款に関する取引のルールが定められました。全ての約款がこの規律の対象になるわけではなく「定型約款」に限定されます。定型約款とは「定型取引において、契約の内容及び条項の総体」としてその特定の者により準備された条項の総体であるとして規定されています。つまり定型約款であるには定型取引であることが前提になるのです。

定型取引とは「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として」「内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的」とある取引を指します。旅行契約は前出の保険契約や各種運送契約等と同じくこの要件を満たす定型取引になります。ですので、旅行業約款は定型約款であると言えます。

みなし合意のために

そして、当事者に「定型取引を行うことの合意(定型取引合意)」があつた際に、「定型約款を契約の内容及びその旨の合意をした」か、又は「定型約款を準備した者が予めその定型約款を契約の内容及びその旨の合意をした」と主張することが出来るようになります。

する旨を相手方に表示していた」場合には、定型約款の個別の条項について合意があつたものとみなすと規定されました。これを「みなし合意」と呼びます。

旅行契約の実務においては、今でも募集型企画旅行の場合は取引条件説明書面に「この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によりします。」等と記載する例が多いようですが、こうしておけば、万が一「こんなもの、読んで認識している訳ないだろう」と言われても、定型約款を契約の内容及びその旨を表示しているの、みなし合意があつたと主張することが出来ます。事業者としては従来よりも安定的な法律関係の下に約款を運用することができるようになるわけです。

なお、当協会が発行している「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」では、旅行者に対して契約に関する理解を促す目的で既に同様の記載をご案内しています(同ガイドライン110頁参照)。このガイドラインに従った取引条件説明書面であれば、新たに追記するべきことはないでしょう。

認可約款なので安心です

ただし「相手方の権利を制限」したり「相手方の義務を加重」する条項、あるいは「相手方の利益を二方的に害する」と認められる条項については、みなし合意は適用されません。いくら定型約款に記載したからといって、当事者間のバランスを欠くような都合の良すぎる条項は認められないということです。

もつとも、旅行業約款はそもそも観光庁長官の認可を受けて用いるものですし、標準旅行業約款は同長官と消費者庁長官の共同制作したものですから、みなし合意に不適切な条項の有無を心配する必要はないといえます。

(中島)